

# 「深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進

## に関する条例（案）」の制定について



### 1 条例制定の概要

#### (1) 背景

昨今、性的指向及び性自認の多様性について、東京オリンピックのオリンピック憲章にも盛り込まれるなど、全国的に理解や配慮が求められる動きが広まっています。多くの自治体で性的少数者のカップルを公的に認めるパートナーシップ宣誓制度が施行されているほか、相談窓口の設置など様々な取り組みが行われています。

深谷市でも令和3年深谷市議会第1回定例会において、パートナーシップ制度の創設と、性的指向及び性自認による差別を許さないための施策を講じるよう請願が出され、全会一致で採択されました。

#### (2) 必要性

このような現状に鑑み、深谷市でも、当事者を講師に招き、性的少数者の現実について研修会を実施いたしました。また、性的指向及び性自認の多様性について、市民向けアンケート、企業向けアンケート及び市職員向けアンケートを実施した結果、深谷市においても性的少数者の当事者が一定数いること、性的少数者支援のための取り組みが必要であること、また、性的指向及び性自認の多様性の理解を深めるため、市民や事業者等への啓発が必要であることを認識したところです。

#### (3) 条例制定の意義

そこで、深谷市において、性的指向及び性自認の多様性に関するさまざまな取り組みを行っていくにあたり、市民の皆さんに広くご理解をいただくために新たに条例を制定し、地域社会において、性的指向及び性自認について理解を深め、全ての市民が個人として尊重され、多様な生き方を選択できる社会の実現を目指していきます。

## 2 条例案の概要

### (1) 目的 (第1条)

性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会を推進することにより、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会を実現する。

### (2) 基本理念 (第3条)

性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する施策は、全ての人が個人として尊重され、性的指向及び性自認による差別的取り扱いを受けることなく、個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択できることを旨とする。

### (3) 市の責務 (第4条)

基本理念にのっとり、性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

### (4) 市民、事業者及び教育に携わる者の役割 (第5条、第6条及び第7条)

**共通** 基本理念に対する理解を深め市が実施する施策に協力する。

**事業者** 職場環境及び事業活動において性的指向及び性自認の多様性に配慮する。

**教育に携わる者** 教育の場において性的指向及び性自認の多様性に配慮する。

### (5) 権利侵害の禁止 (第8条)

①カミングアウト※1を強制または禁止することの禁止

②アウトティング※2をすることの禁止

※1 性的指向及び性自認を公表すること

※2 本人の同意なく性的指向及び性自認を公表すること

### (6) 施策 (第9条)

①市民及び事業者への性的指向及び性自認の多様性に関する啓発及び広報活動

②性的指向及び性自認の多様性に関する教育の推進

③性的指向及び性自認の多様性に関する相談体制の充実

## 3 今後の取組の方向 (案)

(1) パートナーシップ宣誓制度を導入する。

(2) 条例制定を契機にさらなる啓発、教育及び相談体制の充実を図る。